

# 社会改良と信仰理解

——アーノルド・トインビー「急進派社会主義」論の思想史的考察——

馬路智仁

## I. 問題設定

彼の畏友アルフレッド・ミルナーは、大衆的な貧困・労働問題に従事するその熱烈な自己犠牲的精神を指して「使徒アーノルド」(Milner [1908: xvi])と形容した。その夭逝後には、イギリス初の大学セツルメント「トインビー・ホール」が建設され、彼は社会改良(social reform)運動の象徴的存在として、多くの若者を感化し続けた。彼とは、アーノルド・トインビー(Arnold Toynbee, 1852-1883)、波飛沫の如く激しく生きた、後期ヴィクトリア時代を彩る異色の理論家・活動家である<sup>(1)</sup>。

トインビーは、19世紀後半から20世紀初頭を対象にしたイギリス社会事業史・社会改革史の研究においてしばしば言及され、都市の貧困労働者に対する教育活動を熱心に推進した人物として描出されることが多い<sup>(2)</sup>。しかし、こうした活動の背後にある、彼の思想内容自体に踏み込んだ思想史的研究はあまり存在しない<sup>(3)</sup>。これは、以下に指摘するような、19世紀後半イギリスの知的文脈における彼の思想の独自性を鑑みると、修整されるべき点である。

第一に、トインビーはフェビアン協会が自らの社会主義的路線を設定するより以前に、既にマルクスやラッサールなどドイツの社会主義思想との対照の下に、イギリス独自の社会主義の在り方を打立てようとした理論家であった。そして「急進派社会主義」と命名された彼のその社会主義論(Toynbee[1908c])は、20世紀初頭のいわゆるリベラル・リפורームに結実する、新

急進派の潮流の端緒を開くものであった。第二に、党派を超えて多大な精神的影響を及ぼした彼の熱烈な社会改良的実践・精神の背景には、当時のイギリス社会における全般的な教会的(ecclesiastical)／政治的(civil, secular)領域の再編と密接に関連した、彼独特の宗教思想が存在した。そして「純粋な宗教」・「純粋な教会」論と約言されたその宗教思想(Toynbee[1908e])は、上記の「急進派社会主義」を背後から規定するものであった。第三に、彼はインド高等文官養成のチューターを務めた経験から、英帝国が抱える諸問題に通曉し、こうした知識は帝国主義者ミルナーラを媒介として、帝国改造運動(「ラウンド・テーブル」運動)へ接続する契機を含んでいた<sup>(4)</sup>。

本論考は、とりわけ第一と第二の点に着目し、トインビーの思想が、「社会問題」(大衆的な貧困・労働問題)の析出に対処しようとする自由主義の再構築と、民主主義の到来や社会の世俗化の進行によって引き起こされた教会的／政治的領域の再編という二つのコンテキスト——勿論、民主主義の主たる担い手が労働者大衆であるという点で、二つのコンテキストは強く結び付いている——とどのように交錯し、その結果彼の社会主義論と宗教論との間にいかなる内在的な関係性が生じたか、そのリンクを解きほぐすことを目的とする。このようなトインビーにおける社会主義論と宗教論との関係性を明らかにしようとする試みは、これまで等閑視されがちであった彼の思想内容を理解するに留ま

らない意義を有する。というのは、本論で示すように、彼の自由主義的な社会主義論は、当時様々なヴァリエーションを持ちつつ、広範に影響力を奮った進化論的・進歩主義的な時間観念の中で構築されており、そうした自由主義の再構築と進化・進歩という時間観念との関係を明確にすることは、より一般的に19世紀後半から世紀転換期にかけてのイギリスにおける「社会福祉」や「社会的なもの」の思想の特徴を再考察することへも寄与し得るからである<sup>(5)</sup>。

次節以降の本論の構成は以下の通りである。第二節では、トインビーの「急進派社会主義」論と彼の経済（学）史叙述の内容及び方法論を考察した上で、それら両者の基底には、獨特な進歩主義史觀に基づかれた「国民的福祉」＝「人間性」の精神化という動態的な原理が存在することを明確にする。続く第三節では、彼の「純粋な宗教」論を検討し、加えて彼が強い影響を受けたグリーンの宗教思想を俎上に載せ、こうした「福祉」＝「人間性」の精神化という動態的原理が、キリストとの現在的な同一化という信仰理解と固く結合していることを示す。その結合を踏まえた上で第四節では、彼の「純粋な教会」論の意図が、国教会を包括的な国民的な組織へ改編することにあり、そして「急進派社会主義」とは、そのような国民的組織としての教会に支えられたいわば精神的な国民統合を志向する政治思想であることを明らかにする。最後に、19世紀後半から世紀転換期にかけての自由主義的な福祉国家論の形成に対しトインビー思想が示唆するところについて述べ、本論考を結ぶ。

## II. 「急進派社会主義」と『産業革命史』

### II.1. 「急進派社会主義」の定式化

トインビーは、1882年の講演「急進派は社会主義者か」の中で、「正義」・「自由」・「自助」という「旧」急進主義のトリアーデに代わる

「新」急進主義のトリアーデとして、「自立」(self-reliance)・「共同社会」(community)・「國家介入」(State interference)を措定し、それに基づく自らの立場を「急進派社会主義」(Radical Socialism)と定式化した(Toynbee[1908c: 233-4])。これは、19世紀後半イギリスの自由主義的な急進派の陣営において、「社会主義」という表現へ積極的・肯定的な意味付けを与えた初期の試みである。彼は、いわゆる経済的な自由放任主義の矛盾が顕在化し、大衆的な貧困・労働問題が（統計調査的にも）目に見えて明白となった状況の中で、革新的潮流を代表してきた自由主義的急進派の理念を再設定し、それを社会主義的、ないしより社会政策的な方向性へ転換させよう意図したのである。

「自立」・「共同社会」・「國家介入」を原理とする「急進派社会主義」は、次の三点を自らの格率(maxim)に据えている。一点目に、個人的権利が「共同社会」の利害と対立する場合、その「共同社会」を具現する国家が介入すべきであること、二点目に、「第一義的な社会的重要性」(primary social importance)を有する諸物を自らの力で具備し得えない人々に対しても国家が介入し、その物を供給すべきであること、そして三点目に、それら両者の場合において、国家介入は決して個人的自立を削減してはならないこと、である(Toynbee[1908c: 233-7])。このとき注目すべきは、道徳的な連帯領域である「共同社会」を媒介に、それ以前の自由主義では対立的なものと捉えられがちであった、「自立」(私的イニシアティヴ)と「國家介入」(公権力)の原理が均衡・補完関係に置かれている点である。こうした均衡・補完のために、トインビーにおいて積極的な国家介入は、自由主義の堡壘である個人的自立を滅殺するものではなく、むしろその自立の「機会」(chance)を保証するもの、自立の機会の保証という範囲内において正当化されるものと肯定的に意味付けられる<sup>(6)</sup>。

それでは、「急進派社会主義」が採るべき具体的な社会的・経済的施策はどのようなものか。彼はそれについて体系的に論じているわけではないが、大きく分けて以下の三つの方向性を指定している。一つ目は、明確に「国家介入」の原理に基づいた施策である。例えば、水道やガスの供給、鉄道事業といった独占化を伴い得る巨大な産業は、国家や自治体が引き受け、人民からの租税の拡大を通して行政的に統制すべき、また「第一義的な社会的重要性」を有する物として労働者大衆の住宅が挙げられ、国家・自治体が市場価格以下で彼らに快適な住宅を供与すべきと主張される(IR: 135-6)。加えてトインビーが重視するのは、第二次アイルランド土地法（1881年）に体現されたような、土地貴族階級からの借地農民の保護である。同法は、グリーンが借地農民や貧困労働者の「社会善へ貢献する能力(capacity)」という観点から、その実現を希求したものであった(Green[1997d])が、トインビーも同じく「能力」発展の観点から、同法を「最も驚異的な社会主義的立法の一つ」(Toynbee[1908c: 232])と高く評価する。

二つ目に、調和的・連帶的な産業社会の構築を目的とした、労使協調路線に基づく施策がある。この方向性においては、雇用者側による「労働者の政治的平等と自立の承認」を要件とした、「調停委員会」(Boards of Conciliation)の設置が提起される。労働者と雇用者が平等なシティズンとして、賃金問題などの労働条件に関して協議するこの調停委員会は、民主主義の時代における「労使の新しい統合(union)」形態である(IR: 133)。三つ目として、こうした調和的・連帶的な社会を担う自立的主体の道徳・精神の陶冶へ向けた、教育普及が挙げられる。この側面についてトインビーは、自ら大学拡張講座運動を推進して労働者大衆への教育活動に携わると共に、それが特定の宗派的教育から距離を置くゆえに、協同組合における「シティズン

教育」(citizen-education)へ大きな期待を寄せている(Toynbee[1908d])。

以上いささか雑駁な整理になったが、しかしここには彼の一貫した発想が看取される。その発想とは、新たな政治的主体となる労働者階級の「能力」(capacity)や「性質」(character)、すなわち彼らの内面的な「道徳」(moral, morality)や「精神」(spirit)の次元を陶冶し、彼ら労働者階級を社会全体に対する義務意識を具備する、道徳的・政治的に自立したシティズンの地位へ高めていくことの、及びそうした地位を保証するため、積極的な国家介入政策を通して成員全体の物質的(経済的)自立の基盤を保障していくことである。これら二つは内在的に一貫している。何故ならトインビーにおいて、労働者階級の内面的道徳・精神の陶冶も、後者の積極的な国家介入政策も、道徳的に一体的な連帶領野である「共同社会」(シティズン同胞)という理想(ideal)の実現を目的とし、かつその理想によって支えられているからである。

肝要なことにトインビーによると、このように道徳的な一体性を具備した「共同社会」が発展し、伴って国家の介入的権力の領域が拡大し、自由主義が社会主義化していくことは「イギリス社会の緩やかで着実な進歩の過程」(Toynbee [1908c: 230])であり、不可逆的な歴史的趨勢に他ならなかった。以降で示すように、彼の著名な『イギリス産業革命史』(以下『産業革命史』)の第一義的な目的は、以上見てきた「急進派社会主義」の理念が、まさに不可逆的な進歩主義的趨勢の中から生起してくるものであると、歴史学的・実証的に明らかにすることにあった。

## II.2. 進歩主義的な経済(学)史叙述

「産業『革命』」(Industrial “Revolution”)という表現を学術用語として普及させた彼の『産業革命史』は、18世紀中葉以降のイギリス経済(学)史を、①産業革命前夜(18世紀中葉)と

アダム・スミスの自由交易論、②産業革命最中（18世紀末から19世紀初頭）とマルサスによる大衆的貧困の原因論、③ナポレオン戦争終結後とリカードの地代・賃金理論、④穀物法廃止（1846年）以後とジョン・S・ミルによる規範的な分配の研究、という四つの時期区分の下に素描した作品である。現在の経済思想研究の水準からすると個々の理論家の扱いは比較的平板な印象を拭えないが、ここで問題とすべきは、こうした歴史叙述の基底となっているトインビー独特の進歩主義的な歴史観の方である。

というのも、トインビーの経済（学）史研究の意図は、彼らの経済学説の意義や欠点を評価すること自体ではなく、（勿論そうした作業も含めて）いわば「律動的な」(rhythmical)進歩主義史観の下に、過去の経済学説が導き出す諸法則やそれらが依拠する公理・命題の時代拘束性を明確にすることにあった。ここで言う律動的な進歩主義史観——この歴史観の源泉や内容に関しては次節で詳述する——とは、それ自体成長—退化の側面を持つ「局面」が、進歩の「主系列」を機軸に継起的・循環的に生起し、各々の「局面」が次代の「局面」によって包摂され、相対化され、解釈・評価し直されていくとする発展史観を意味する。言い換えると、歴史それ自体が成長—退化の諸「局面」を持ち、進歩・発展していく、有機体的な秩序となるのである。かかる歴史観に即すと、スミス・マルサス・リカード・ミルの経済学説の諸法則・公理は、そうした有機体的な時間秩序の各々の「局面」と位置付けられ、各々時代的な拘束を被ったものとして相対化される、と同時に、各々の「肯定的な」側面が進歩への貢献として漸次継承され、現在の「局面」（現在的な経済学）の中へ総合されることになる。

こうした独特な歴史観は、トインビーが採用する経済学方法論に反映されている。彼はリカード経済学の非歴史的・演繹的な方法論を批判

し、その方法論を相対化するものとして、ヘンリー・メインの歴史法学を学んだクリフ・レズリーやベルギーの経済学者ドゥ・ラヴレの「歴史的方法」(the historical method)を高く評価する。

「歴史的方法は、経済学の諸法則が……文明の特定の段階(stage)に対して相対的なものであることを証明し、経済学に革命的変化を与えた。この方法は、経済学諸法則の不变的(eternal)法則としての性質を破壊し、……知的迷信から我々を救ったのである」(IR: 163)。

このようにトインビーは、リカードの経済学説に結び付けられ、未だ広範な影響力を有した一定不变的な(inexorable)自然法則の観念、「自然主義」(naturalism)の観念、を抑制するには、歴史的方法論に基づく社会進歩の法則の確定が有益であると主張する(IR: 2-5, 139)<sup>(8)</sup>。かかる主張には、自己利益の追求を第一義とする一定不变の人間性に依拠するリカード理論や、その理論を政治的に活用したコブデンらが形成してきた、個人主義的・競争的な市場経済社会に対する批判も織り込まれている。

しかし他方で、トインビーによる歴史的方法論への評価自体も両義的である。彼によると、歴史的方法は演繹的・抽象的経済学の結果を抑制するには有益であるが、その帰納的手法のみを用いては、後追い的な事実觀察に終始する傾向があり、真に一般的で包括的な社会進歩の法則を確立し得ない<sup>(9)</sup>。実は、トインビーが方法論上設定するのは、歴史的方法と演繹的方法のある特殊な仕方での「結合」に他ならない。

その結合の仕方は、「一般的な国民的福祉」(general national well-being)というその内容自体が歴史的・時間的に変化する「人間性」(human nature)の原理を、あらゆる社会的制度や觀念の価値を判断する「試験」(test)と指定するもので

ある(IR: 112)<sup>(10)</sup>。したがって、歴史的方法に基づき導出された社会進歩の法則も、最終的にはこの「国民的福祉」という予め定められた一般的原理と調和しなければならない。このような歴史的方法と演繹的方法の結合は、単なる折衷主義として処理し得ない意義を持つ。というのも、まさにこの「国民的福祉」＝「人間性」の原理においてトインビーの経済思想と宗教思想が交錯し、その交錯が「急進派社会主義」の宗教的含意を理解する上で、重要な視点を提供しているからである。

「国民的福祉」＝「人間性」原理が歴史的・時間的に変化する動態性を持つというのは、その原理自体が「より純粹でより高次な生」へ向って、漸進的な「精神化」(spiritualisation)を実現していくことを意味する。裏を返せば、彼にとって経済(学)史叙述は、こうした歴史的な「福祉」＝「人間性」の精神化の過程を経済(学)的側面から跡付ける作業に他ならず、その作業はそのまま、現在的な精神化の度合い——正確にはトインビー自身が現在そうであると考える度合い——を反映した経済学(potitical economy)を組み立てる試みへ接続していく。このように見ると、「国民的福祉」＝「人間性」の精神化という一般的原理は、上述の律動的な進歩主義史観における進歩の「主系列」と並列的(parallel)であることが理解される。

彼によると、こうした現在的な経済学は必然的に、道徳的(moral, spiritual)生のさらなる自立的な発展のために物質的(material)改善・再分配を志向するという意味での社会主義的な理論となる。

「生の福音(the gospel of life)……や道徳性(morality)が、実践科学としての経済学と結合されねばならない」(IR: 163)。「高賃金はそれ自体が目的ではない。……我々が高賃金を望むのは改善された物質的条件によ

つて、より純粹でより価値ある生(a purer and more worthy life)への労働者の参入が可能となるからである」(Toynbee[1908a: 190])。

トインビーは、このような現在的な道徳的進歩の度合いと並列的な、より平等な富の分配を達成する経済学を「人間生活の現実的(real)科学」と表現している(IR: 148)。彼自身は、おそらくその短命のゆえに、この新たな道徳的な経済学を体系化することはなかったが、しかし「急進派社会主義」論で示された、社会的な財のマクロ的供給をはじめとする社会改良の諸施策は、その体系の指向性を指し示すものであったと言える。

以上のように、トインビーの経済(学)史叙述は、「国民的福祉」＝「人間性」の精神化を一般的・基底的原理と定める、律動的な進歩主義史観に即して組み立てられている。過去の経済学諸法則の価値は、漸進的に高次化・精神化し、途切れなく連続性を持つこの「福祉」＝「人間性」に基づき判断されるという意味で、彼の歴史相対主義的な叙述は進歩主義と結合しているのである。このとき進歩の各々の「局面」は、次代の「局面」によって包摂され、解釈・評価し直され、常に肯定的・否定的の両側面を併せ持つことになる。例えば彼は、上述の如くりカード経済学の抽象性・自然法則性を否定的に評価する、と同時に実は、その抽象的で個人主義的な理論が、従属性の中世的諸規制から労働者個人を完全に析出させるのに寄与した側面を肯定的に評価するのである(IR: 161-3)。それゆえ、かかる労働者の個人的自立の観念は、リカード(及び哲学的急進派)による進歩の「主系列」への貢献として、次代の経済学(「局面」)の中へ内在的に総合されていく。

それでは、トインビーの政治理論・経済(学)史叙述の背景にある、このような独特の進歩主義史観は、一体いかなる宗教思想に根差してい

るのであろうか。

### III. 進歩主義史観の源泉と「純粹な宗教」

#### III.1. 「純粹な宗教」

幾分唐突になるが、科学史家P.ボウラーによると、実証的な科学的潮流と聖書的な歴史観の相克の中で形成されたヴィクトリア時代の知は、歴史に「進歩」(progress)の観念を積極的に宛がうことで、その激しい相克に妥協の道を見出し、自らに適合的な時間秩序の感覚を創り出していった(Bowler[1989])。その際様々なヴァリエーションの進化・進歩論が生み出されたが、その有力な一つに、単線的な進歩史観と成長-退化を繰り返す循環史観を統合するタイプの進化論、つまり律動的な(rhythical)発展史観が存在した。そして、こうした発展史観の重要な一源泉が、トマス・アーノルドやフレデリック・テンプル、ベンジャミン・ジャウエットなど「国教会自由思想派」(Liberal Anglican)の歴史観及び宗教思想であった(Forbes[1952], Bowler [1989: 49-51])。

彼ら国教会自由思想派は「適応の教理」(the theory of accommodation)と呼ばれる神学的理論を構築し、律動的な発展史観に即して、時間的に変化(進歩)する世界を神の合目的的計画が漸進的に開花していく過程と觀念した。「適応の教理」とは、自然的世界・偶然的事象から超越した靈的真理と人間の進歩に対応した相対的な真理(の獲得)を想定し、神の摂理はそれぞれの人間精神の発展段階に対応して最も適切な仕方で啓示されるとする理論を意味する(Forbes [1952: 63-86], 塚田[2004: 233-234])。加えてその理論は、急速に発達する実証的・科学的知識を相対的真理の地位に定めることで、それら知識とキリスト教的真理性との一定の和解を模索するものであった。以下に示すように、トインバーの「純粹な宗教」(pure religion)論も、こうした国教会自由思想派の「適応の教理」を共有し、

またその理論と深く関連した律動的な発展史観の源泉となっていたと見ることが出来る。

「純粹な宗教」の中心的な構成要素は、「信仰」(faith)・「知識」(knowledge)・「行動」(action)の三つである。順次説明を加えると、「信仰」とは、精神(mind)の内なる「理想的自我」(ideal self)を意識し、かつこの「理想的自我」が物理的宇宙に内在する永遠的精神(「神の畏敬すべきヴェール」)であると認識する営みを意味する(Toynbee[1908e: 250-1])。さらに言えばそれは、コントの「人類」(Humanity)のような知性によって作製された抽象概念ではなく、「生ける存在の心像」(vision of a living Being)を宗教的对象と為す営み(Toynbee[1908g: 265])であり、そのため「信仰」を通して見られた世界は、超越的实在が内在する、一種の汎神論的な属性を有している。

「知識」とは、こうした内部的及び外部的な超越的实在の原理を知ろうとする哲学的(phiosophical)営為によって得られた、神的な思惟体系の一部に相当する。そして「行動」とは、このような「知識」を内面化し、あるいは内面化しようと努力することで、神的思惟を自らの内部的な意志や道徳において、かつ外部的な法や制度において実現していこうとする行為全般を指し示す(Toynbee[1908e: 251, 1908g: 262-3])。したがってこの「行動」の要素において、「知識」の内面化すなわち自ら自身の神化と、外部的世界の変革すなわち「社会改良」(social reform)が統合されていると言える。そして彼によると、このように神的性質を持つ「知識」へ自らの生を適合させようと「行動」することで、人間性が精神化(spiritualisation)されていく。「純粹な宗教」はこうした精神化を通じ、現世的な世界全体が純化・神化されることを究極目的としているのである。

このとき、「純粹な宗教」が「人民の生や思想と共に進歩する(progressive)歴史的宗教(historical

*religion)*」(Toynbee[1908e: 256-7])と換言されるように、神的性質を持つ「知識」が歴史的に漸進的な進歩を遂げるものと想定されていることに留意すべきである<sup>(11)</sup>。トインビーは、「信仰」を通した汎神論的な世界観を基盤に、自分たちの文明世界に備わる諸々の觀念的・制度的構成がそのような神的「知識」を具現しており、それら自体漸進的な進歩を遂げるもの、つまり時間的進歩の潜勢力である超越的実在の一部であり、宗教的対象の一部であると理解している。

彼の「哲学」(philosophy)という営みは、永遠的神の漸進的な啓示を知的・合理的に認識し、進歩する「知識」すなわち相対的真理の中のより成熟した部分を獲得しようとする点で、「適応の教理」に準拠した営為であると言える。この「より成熟した」とは、知的・合理的に認識されるその漸進的な啓示が次代の「局面」によって解釈し直されていくことを含意する。そして「知識」を内面化しようと努力する「行動」は、成熟へ向かうこうした相対的真理を個人的かつ社会的な経験へ変換し、自らの人格的完成(人間性の精神化)を促していく、と同時に、社会全体の道徳的・靈的進歩を実現していく過程を指し示すのである。

トインビーにとって歴史における進歩とは、以上の「純粹な宗教」を通して、現世的世界の中に神的実在の真理が漸進的に実現し、究極的には全人類が、より即時的にはイギリスの人民が、神の摂理の下に一つに結び合わされる運動に他ならない。彼の律動的な進歩主義史観は、キリスト教的真理性と実証的・科学的知識の和解を図る、このような自由主義的な宗教思想に根差している。より彼の経済(学)史研究に引き付けて言えば、スミス→マルサス→リカード→ミルの経済学説は、各々神的実在の漸進的な相対的真理の「局面」を示しており、各々次代の「局面」によって解釈し直され、その「肯定的」側面が不可逆的な漸進性の中で継承されて

いく。かくして、トインビーの経済(学)史の叙述自体に宗教的対象となる神の啓示が表現されている、もしくは歴史を叙述することによって、彼は神の摂理を語っているのである。

### III.2. 人間性の精神化すなわち神=キリストとの現在的同一化

トインビーの「純粹な宗教」は、何らかの奇跡的業や外的証拠に拠らずとも、人間は内的・直接的に神の摂理を知的・合理的に理解し得る、つまり人間は直接的に神との人格的交流を行い得、その啓示を受容する能力を有するという確信を前提としている。そのような、人間は先驗的(*a priori*)に「理性」という内的な啓示受容能力を保持し、その能力を媒介とする道徳的直観が神から与えられ得るという思考を、同時代的に最も完全に展開したのがグリーンであり、以下に見るように、トインビーの宗教論は明らかにグリーンの宗教思想から大きな影響を受けている<sup>(12)</sup>。

グリーンの目的は、いまや教条的な(dogmatic)ものと化した伝統的な神学的教義からキリスト教の真理性を解放し、かつその真理性を、発達著しい歴史学的・自然科学的知識による批判を超えたところに定位することにあった。そのため、彼は觀念論哲学を用い<sup>(13)</sup>、信仰の根拠を内在的な神の倫理的・社会的発現、すなわち「可能的自我」(possible self)へ向かう実践的な道徳的生に求めたのである。こうした道徳的生は、現世的な肉体においてキリストの死と復活を再現し、キリストとの現在的な同一化(identification)を追究する努力に他ならない。グリーンによると、この努力はパウロにおいて一層深められている。

「聖パウロは彼自身、日々キリストと共に死に、復活するように感ぜられた。そして彼の眼には、この道徳的・人格的経験こ

そが、歴史的出来事と想定されるものに現実(reality)を付与し、キリストの死と復活に含意される赦しと和解を、彼自身の意識の領域にもたらすのであった。……それゆえ彼にとって、神学的論争が現代の精神に対して不可避的に提起するあの困難は存在しなかった」(Green[1997c: 258])。

この一節が示唆するように、グリーンにおいてキリスト教信仰は、実際の自我として現実化されたキリストの靈的生へ現在的に参与しようとする全ての人格的経験に根拠付けられる。信仰は、どこまでも理想(ideal)として眼前に在り、未だ現実的自我となっていない「可能的自我」(神=キリスト)へ意識的に関与し、かつその関与を通して神の愛と知識を倫理的・社会的に実現していく、合目的的な動態的過程を意味するものとなるのである。

彼によると、人間の「理性」(reason)は、意識に内在する神と人格的に交流(communication)し、その啓示を受容するいわば「神のともしび」としての機能を持つ(Green[1997c: 267])。肝要なことに、このような人間理性の意味付けは、当時対立的に捉えられていた、宗教的営みと歴史学的・科学的営みの共存関係を設定しようとする試みであった。

「自然とは何か、またそれは何を意味するのかを知ろうとする欲求は、……人間精神と不可分なものである。一方には科学的な衝動、他方には愛によって働く信仰、これらは異なった諸関係に置かれた同一の精神を表している。そして……科学自体の存在が、精神的なものの実在の証言(witness)なのである。ただしこの実在は、それ自体が知識の源泉であるゆえに、科学の対象ではあり得ないのだが」(Green[1997c: 264-5])<sup>(14)</sup>。

グリーンは神と交流する理性を基底として、科学と宗教を一元論的な統合的実在の二側面(異なった側面の経験)と捉え、両者が共存する論理を構築した。見方を変えれば、一種の汎神論的な世界観の下に、歴史学的・科学的な進化・進歩論に基づいたキリスト教的真理性の探究が可能となったのである。

彼の信仰観や理性観は、トインピーの「純粋な宗教」におけるそれらと共に通しており、グリーンがトインピーに影響を与えた点はおそらく疑い得ない。上述の如くトインピーにおける「信仰」も、神ないし理想的自我への意識として把握され、その意識的関与を通して神の摂理を部分的・漸進的に知り(「知識」)、獲得された「知識」の実現つまり神の実演(「行動」)を含意していた。また、トインピーの論稿の中に——その遺稿の少なさも相俟って——「理性」に明確な意味付けを与えた箇所は見当たらないが、しかし人が相対的な神的思惟を直接的に獲得し得、それを歴史学的・科学的知識として叙述し得るという彼の理解は、宗教的・科学的営みの共存を設定しようとするグリーンの理性観を基礎とするものである。

彼ら両者にとって内的・超越的実在は、歴史的・社会的現実として人間の経験を通して認識され、そして歴史の進行は、神の愛と知識が人格的経験の中に成長し、人が神=キリストへ不斷に接近していく過程を意味している。キリスト教信仰は進化・進歩論と和解し、人間社会の形成原理であり続ける。キリストの贖罪による救いではなく、歴史的な時間的過程の中で常にキリストとの現在的な同一化を図ること、そのような道徳的生が人間性の精神化を実現していく途であり、人類の救済の途に他ならない。

ところで、啓示の受容と人間理性による経験的な真理探究との無矛盾性を開示したグリーンの思考は、多くの若年の神学者・理論家・学生たちに、新しい現代的知識の中で神学・宗教的

立場を再構築する希望を与えた。実際、彼の宗教思想は宗派を超えた広範な影響力を持ち、国教会内の福音派に限らず、『ラックス・ムンディ』(Lux Mundi, 1889)に象徴されるリベラル・カトリシズムの運動や<sup>(15)</sup>、レオナルド・ホブハウスのような不可知論者も、その思想を各自の仕方で継承していった。それでは、「純粋な宗教」という形で同じくグリーン宗教思想を継承したトインビーは、そうした多様な宗派的競合の中いかなる立場に立ったのであろうか。

#### IV. 「純粋な教会」、そして「急進派社会主義」との結節

##### IV.1. 「純粋な教会」

トインビーは1879年春、ベリオル・コレッジでの討議の席で次のように力説した。「自由な国家への闘争はいまや過去の出来事となったが、純粋な教会(a pure Church)への闘争はまさに我々の未来に存する」(Toynbee[1908e: 258])。本節では先ず、彼の「純粋な教会」がいかなる性質や特徴を持ち、また上述の「純粋な宗教」といかに関連付けられるものであるか、明確にする。

彼によると、教会と国家の関係をめぐっては根本的に対立する二つの可能性がある。(1) 一つには、国家の存在理由を「生の物質的目的の促進」へ限定し、「生の精神的目的の促進」を担う教会に対して国家を従属させるという可能性、(2) もう一つは、国家を「生の最高次の形態の追求という教会と同一の目的を有する」存在と捉え、教会を国家の精神的側面としてその内部へ包摂するという可能性である(Toynbee[1908e: 254])。言い換えると、前者は国家（世俗的）と教会（精神的）の領域を峻別し、かつ教会を国家の上位権威へ定めるのに対し、後者は教会を国家の一側面と位置付け、精神的領域と世俗的領域の「融合」を図ろうとするものである。このような二つの可能性を提示した後、トインビーは「理想的な教会は国家であり、国民が精神

的かつ世俗的な共同社会(community)であるのと同様、国家も精神的かつ世俗的な権力(power)である」(Toynbee[1908e: 257])と主張し、教会と国家のあるべき関係として後者を選択する。

元より、教会的=精神的権威と政治的=世俗的権力が国王において統合され、議会主権によって媒介されながら並存するという、伝統的なプロテスタント国家=教会体制の立場（エラストゥス主義）を鑑みると、トインビーの見解は一聰穏当なもののように映る。しかし彼の教会論に特徴的であり、とりわけ強調されるのは、教会を国家の内部へ包摂する結果、「宗教と日常の生とを分節する境界が消去され<sup>(16)</sup>、伴って精神的／世俗的領域の位相が再編され、精神性・世俗性の両者が国家権力の優位性の下に「融合」するという点である。このとき、国家自体が永遠的な精神的絆を包含する存在へと変質し、「純粋な教会」はその精神的絆の組織的表現として、国家の内部から国家権力自体を精神化・キリスト教化していく役割を果たす存在と位置付けられる。

このような彼の「純粋な教会」論は、トインビー・ホールの初代館長ともなったサミュエル・バーネットの「国民教会」(a People's Church)論(Barnett[1888a, 1888b])と内容をほぼ同じくする。バーネットは、もはや「特權的一教派」と化している国教会を、非国教徒(Nonconformity)さらには無神論者(Atheist)をも統合し得る、包括的な国民的組織へ改編し、人民を神と共にある一体的な生へ回復させるべきと主張した。それはまさに、教派主義(denominationalism)を消滅させた、真の「多様性の中の統一性」(a unity in variety)(Barnett[1888b: 165])を志向する教会を意味した。そしてその統一性の絆は、グリーンやトインビーの如く、人間理性を媒介に道徳的・神的生（神=キリストとの現在的な同一化）を達成し得る、という内在的な信仰心である。

トインビーやバーネットにおいて、「純粋な

教会」ないし「国民教会」の樹立と「社会改良」の実現が不可分離な関係にあるのは、こうした信仰の在り方に深く根差している。というのも、彼らにとって「社会改良」の目的が個々人の内面的道徳の陶冶、換言すれば道徳的・神的生の漸進的達成に存し、また国家による社会主義的（社会政策的）立法がかかる生の達成によって涵養されていく人民の世論に基づく以上、「純粹な教会」・「国民教会」と「社会改良」は両者が一つとして相互に高め合う関係性を持つからである。

繰り返しにもなるが、以上のようにトインビーの「純粹な教会」は、全ての人間を最高次の道徳的生を享受し得る能力主体と捉え、その生の高次化へ向けて国家の内部から国家の権力活動を精神化・神化していく、包括的な国教会組織を指し示している。

#### IV.2. 「純粹な教会」の政治=宗教的文脈

同時代的文脈の中で見たとき、彼の「純粹な教会」論は、一体どのような政治=宗教的な動向・潮流を念頭に置いているのであろうか。結論から言えば「純粹な教会」論は、国教会制度を教権主義的に解釈するトラクタリアンの運動と、教会的／政治的領域の「分離」を企図する国教制度廃止(Disestablishment)論という二つの動向への対抗、そしてその対抗関係の中で、国教会の包括性の拡大を通じ、教会的／政治的領域の「融合」を実現しようとする所説、と理解出来る。

19世紀前半から中葉にかけてオックスフォード大学を中心に高揚したトラクタリアン（ジョン・ニューマン、エドワード・ピュージーら）の運動は、国教会が地域的国家の原理に優先する普遍的権威を有することを強調し、国教会のエラストゥス主義的性格を否定する議論を展開した。また彼らは、国教会の教義・典礼を厳肅に尊重する高教会派的性格を持ち、聖職者と平

信徒の間に越え難い靈的区別を容認する点で、牧師の特権的地位や国教会の階級教会的色彩を強化する傾向を示した<sup>(17)</sup>。他方で、19世紀中葉のイギリス社会は、こうした国教会の伝統的な特権的地位を痛烈に批判し、プロテスタント国家=教会体制それ自体を問題視する国教制度廃止論の台頭も見た。この議論は、とりわけ自由党急進派内の世俗主義者ジョセフ・チェンバレンやジョン・モーリーらによって支持され、自由・保守両党を巻き込んで重要な政治的争点を形成した<sup>(18)</sup>。

かつてエドマンド・バークが、「それは深遠かつ広大な観察を含意する最も重要な偏見(prejudice)である」(Burke[1999: 91])と、彼流の仕方で賛意を込めて表現したプロテスタント国教制が、ここに至って激しく動搖してくるのである。国教=教会体制に対するこうした両方向からの批判が活発化してきた理由は、エラストゥス主義に立脚する国教会が根本的に、民主主義の進展に伴う他の宗派や世俗的勢力の政治的進出の影響を直接受け易い構造を有していたからに他ならない。

その渦中にあってトインビーは、オックスフォードで未だ余韻覚め遣らぬトラクタリアンの運動を、教義的規定へ権威的に固執する「聖職尊重主義」(sacerdotalism)と揶揄し、「国家にとって根本的に危険な宗教形態」であると厳しく批判する(Toynbee[1908e: 256])。他方、国教制度廃止論に対しても、それが政治的領域から宗教的因素を切り離すために、国家を「キリストの敵」(Antichrist)と化させ、政治的領域に精神的な悪を惹起させるものと批判を加える(Toynbee [1908g: 268])。彼は、このようにトラクタリアンと国教制度廃止論者の両者を斥けた上で、「国家のみが、生の精神化を唯一の目的とするより純粹な宗教(purer religion)を保証し得る」(Toynbee[1908e: 257])と論じ、あくまで国教会体制の維持を前提に、国教会をより包括的な組

織へ、眞の国民的教会へ改編することを主張するのである。

トインビーによると、こうした改編によって教会的／政治的領域の分離は阻止され、両領域の「融合」が実現していく。その「融合」領域を指示する概念が、「急進派社会主義」の原理の一つでもあった、「共同社会」(community)に他ならない。「純粋な宗教」・「純粋な教会」に下支えされた「共同社会」という連帶領野は、人民全体の神的な純粋さという理想的目的(ideal end)を含意し、かつその理想によって陶冶された人民の意志が国家の意志へ直接結び付き、その意志に基づく（社会主义的・社会政策的）立法によって人びとの物質的改善が図られる、という機制を包含している。民主主義下の政治的主体は、こうした「共同社会」が含意する神的理想を通して、自らの生を常に内破し、陶冶していく存在であるゆえに、「民主主義」は本来的に「神聖な(divine)民主主義」(Toynbee[1908g: 268])と表現され得る。

トインビーの国教会改革の目的は、国教会を全てのキリスト教徒に支持される組織へ改編すること、さらに言えば、国教会をいわば国民統合の精神的支柱の位置に据えることであった。彼が肯定的意味で用いる「宗教的『自由主義』」(Toynbee[1908g: 264])という表現は、緩和されたとはいえる特定の信仰理解に基づく、国民(へ)の精神的指導と表裏であったと言えよう。

#### IV.3. 「急進派社会主義」と「純粋な宗教」・「純粋な教会」の結節

第二節において、トインビーの「急進派社会主義」論やイギリス経済（学）史叙述は、労働者階級の内面的道徳の陶冶や「国民的福祉」＝「人間性」の精神化を基底的原理に定め、それらの漸進的な実現を不可逆的な歴史的趨勢と位置付けていることを示した。「純粋な宗教」・「純粋な教会」という彼の宗教論の内容を明ら

かにしてきた今、これら政治理論と宗教論が密接不可分な関係にあることが理解される。すなわち、彼の社会主義論は、歴史的な時間秩序の中での神の顕現、現世的な肉体における人間の神=キリストへの接近、を漸進的に実現していく一つの「局面」——そしてこの「局面」によって、過去の「局面」は包摂され、解釈し直される——に相当する。「社会問題」に対処しようとする自由主義の再構築は、神=キリストとの現在的同一化を通じた、精神的統一性を具備する国民=シティズン同胞（へ）の涵養と一体的である。

トインビーの中で、「急進派社会主義」と他の社会改革的思潮が対照的なものと把握される根拠も、こうした社会主義とキリスト教的道徳性の具備との不可分性にある。例えば、ベンサムやジェームズ・ミルらの功利主義的な社会改革論は、快楽の追求と苦痛の忌避——とりわけリカードやマンチェスター派の場合、物質的・金銭的な快楽・苦痛——という一定不变的な、その意味で自然主義的な(naturalistic)、人間性を公理とするゆえに、確かにその人間性が進歩的秩序の一段階を画するものには相違ないが、しかし相対的に過去の理論として斥けられる。

加えて、マルクスやラッサールら「ドイツ的社会主義」(German Socialism)に対するトインビーの批判は極めて厳しい(Toynbee[1908c: 229-30, 237])。リカードを「中産階級に対する恐怖」(IR: 113)為らしめた社会主義者マルクスやラッサールは、信仰に根差すキリスト教的道徳性との結合を欠いたその「唯物主義的な」(materialistic)理論体系のゆえに、また暴力や没収、全生産手段の国家的管理などの手段で既存の社会的制度・条件を根本的に転覆させてしまう、つまり漸進的な時間秩序を完全に切断してしまうその革命性のゆえに、忌避されるべき存在であった。世紀転換期イギリスの自由主義的な革新派において、マルクス主義の理論が容易に受容されず、

努めて階級調和に基づく福祉国家化が志向された理由は、彼らの理論体系が根源的には、人間・社会・宇宙の有機的・精神的調和を究極目的に据えていたからと指摘し得る<sup>(19)</sup>。

こうした有機的調和の領域が、人民全体の神化という深遠な宗教的目的を宿した「共同社会」であるならば、トインビーの歴史叙述の最大の問いは、この「共同社会」という道徳的な連帯領野が現実の歴史との関連でいかなる進歩を遂げてきたか、となる。彼にとってこの問いへの解答は、再構築された自由主義（「急進派社会主義」）の政治的正統性を確保しようとする嘗みを意味する。律動的な進歩主義史観の中で過去の「局面」が解釈し直され、その「肯定的」側面が「より成熟した現在」の真理に適合するよう再配置される。これは、歴史叙述を通じた明確な政治的選択である。大きく言えば、歴史の「完成」へ向けての神意は、歴史それ自体の中から、しかもトインビー自身の眼によって読み取られた。

この点とりわけ、次の政治的立場に対する肯定的・否定的評価が肝要である。第一に、マイケル・サドラー・チャード・オーストラー、ベンジャミン・ディズレーリに代表される19世紀前半の「トーリー社会主義」(Tory Socialism)は、経済的弱者に対する支配者階級（土地貴族階級）の義務感に基づき、部分的・実践的な社会主義的プログラム（工場法や10時間労働法など）を実行した側面において肯定的に評価される——トーリー社会主義の「発見」——(IR: 84, Toynbee[1908c: 230-2])。しかし他方で、その社会主義的プログラムの表裏ないし源泉である、彼らの温情主義的で家父長的(patriarchal)な統治の観念は、「現在的な」労働者の個人的自立の原理と相容れないゆえに、否定され、周縁化されねばならない(Toynbee[1908c: 232])。

第二に、ジェームズ・ミルやリカード、マンチェスター派に代表される（旧）急進主義は、

労働者個人の自助（自立）の原理を確立し、かつその自助の原理が、労働組合や共済組合など多数の「自発的団体」(voluntary organisation)の形成を促進し、労働者間での貯蓄・基金の保持、及び資本家と渡り合う権力母胎の養成へ寄与してきた側面において肯定的に評価される——自発的団体の「発見」——(IR: 128-9, Toynbee[1908c: 230-1])<sup>(20)</sup>。中でも労働組合は、イギリスの労働問題調査に当たったルヨ・ブレンターノが賞賛した如く、産業上の激しい混乱を招来することなく労働者の福利を改善して来た点で、イギリスの漸進的な社会主義が誇るべき団体である<sup>(21)</sup>。しかし他方、（旧）急進主義の自助原理が、個人主義的な市場経済の過度な強調へ傾き、金銭関係によってのみ結び付けられた孤立した個人(isolated individual)を生み出し(IR: 161)、却って労働者の自立を脅かしてきた側面も拭えず、その側面は否定されねばならない。

このように、トーリー社会主義と自発的団体という二つの「肯定的な」側面の「発見」を通して、トインビーは経済的な自由放任主義の時代と称された19世紀中葉のイギリス社会に新たな解釈枠組みを施していく。とりわけ、穀物法廃止(1846年)以後、個人主義的な市場経済による社会的紐帶の融解は、一定の国家介入による規制的施策と自発的な結社活動によって防止されてきた、と把握されている点は注目に値する。後年カール・ポランニーが展開した市場と社会の「二重運動」論(Polanyi[1944: 130-4])を先取りするかのような、こうしたトインビーのイギリス経済史解釈は、彼にあっては「新」急進主義の正統性を確保するという政治的意図を反映していた。律動的な進歩主義史観の中で、国家介入的要素と自立的・自発的要素は各々の「局面」の独自の貢献として、「共同社会」が含意する人民全体の精神化・神化という「主系列」を基軸に内在的に総合される。かくして、「自立」・「共同社会」・「国家介入」を原理とする

「急進派社会主义」の理念に適合的な、歴史的不可逆性が構築されたのである。

## V. 結語

トインビーを題材としたとき、イギリス自由主義の再構築とは、一定の仕方で進化論と和解した特定の、ある種「世俗的な」、キリスト教信仰に基づく、精神的な国民統合と一体的であったと理解される。彼の自由主義は、神=キリストとの現在的同一化という倫理的・社会的実践を体現し、新たな政治的主体となる労働者階級の陶冶の先に、贖われた者たちの社会の現世的な実現を理想化しているのである。

このように、トインビーにおいて特定の「世俗的な」信仰理解を基礎に再構築された自由主

義は、彼自身の精神的影響と相俟って、ホブハウスに代表されるような、20世紀初頭のリベラル・リפורム（老齢年金法、国民保険法など）を理論的に支持した介入的な自由主義（いわゆる「新」(New)自由主義）の先鞭を着けるものとなる。またその「世俗的な」信仰は、民主主義の進展や歴史学的・科学的知識の発達を背景に、イギリス社会における教会的／政治的領域の在り方が問いかれる中で、その両領域の組み換えを意図するものであった。その意味で、19世紀後半から世紀転換期にかけて福祉国家への自由主義的な旋回を担った思想は、まさしくイギリス国制(Constitution)それ自体をめぐる論争磁場を潜り抜ける中で形成されてきた思想であったと言えよう。

## 註

本論考で用いた略記は以下の通りである。

IR : Arnold Toynbee, "The Industrial Revolution," in Toynbee, *Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England*, London: Longmans, 1908, 1-164.

1. なお彼は、同姓名の著名な歴史家アーノルド・J・トインビー(1889-1975)の叔父にあたる。
2. 例えば、Meacham[1987]、Himmelfarb[1991]を参照。
3. 彼の経済（学）史叙述・経済思想に焦点を当てた研究が若干ながら存在する。例えば、トマス・H・グリーン研究の権威M.リヒターはトインビーに触れ、「マルクスの理論を相手取って経済史と経済理論にグリーンの精神を吹き込んだ人物」と位置付けている(Richter[1964: 287-91])。こうしたトインビー思想の研究の希少さは、彼自身が生前纏まつた著作を公刊せず、その思想的発展の軌跡が、死後に集成された彼の講演原稿や講義ノートといった断片的な形でしか残存していないことに由来する。本論考では、かかる限界を認識しつつも、政治理論・宗教論・経済（学）史叙述・産業社会論に分かれたトインビーの原稿・ノートを一つの個的思想として包括的に考察・分析することにより、彼の思想構造に踏み込み、19世紀後半のイギリス思想史とりわけ自由主義の再構築の文脈におけるその意義を浮き彫りにしてみたい。
4. 大学生期以来のトインビーとミルナーの親密な関係については、Thompson[2007: 30-35]。またラウンド・テーブル運動の中心的人物ライオネル・カーティスに対するトインビー思想の影響を指摘したものに、Kendle[1975: 18]。
5. イギリスにおける「社会的なもの」の思想史的再考察を促す刺激的な論考として、田中[2007]。
6. こうした積極的な国家介入と個人的自立を均衡・補完させる思考は、グリーン『政治的義務の原理』中の「所有権論」と基調を共にしている。グリーンはそこで、資本主義社会における労働者個人の所有権能力と「社会的福祉」(social well-being)の実現へ向けて、特に健康や教育の面で国家が積極的役割を果たし、個人的自立の条件な

- いし機会(scope/chance)を整備する必要性を主張した(Green[1997a: 517-35])。トインビーは、大枠ではこうしたグリーンの政治理論を継承し、歴史学的なより実証的見地からその理論の正統性を裏付けようと試みた。
7. こうした内面的道徳の陶冶に関するトインビーは、イタリア革命の闘士G.マツィーニの『人間の義務』(*The Duties of Man*, 1862)を、「神と同胞への義務の福音を唱えた眞の教師」(Toynbee[1908b: 216])と極めて高く評価する。
  8. こうしたリカード経済学に対する批判は、その理論体系が依拠していたと見なされる(IR: 110, 140)、ベンサムやジェームズ・ミルなど哲学的急進派一般の演繹的方法に対する批判をも含意する。
  9. 例えば、メインやラヴレによる集団的土地所有から個人的土地所有への移行という有名な進歩法則も、「私有を共有に置き換えるという今日の明白な傾向」を包括的に説明し得ない(IR: 111-2)。
  10. このとき「福祉」(well-being)と「人間性」(human nature)という概念が互換的に用いられることに留意する必要がある。彼において「福祉」概念は、後述の如く「共同社会」概念と類似して、教会的／政治的領域を中継ぎし、自らの精神化(spiritualisation)を実現していく動態的な生の在り方を指示示す。
  11. また、「我々の為すべき全ては、進歩や自由、知識と調和した形態のキリスト教信仰を保証することである」(Toynbee[1908f: 259])。なお引用文中の傍点は、原文自体の斜体箇所を反映している。以下同様。
  12. この点、キリスト教信仰に対するグリーンの立場が明瞭に示された二つの説教「神の証」・「信仰」が、病床においてトインビーに委ねられ、トインビーの筆による「序文」と共に公刊されたのは象徴的な事実である(Toynbee[1889])。
  13. 教条化した国教会の神学的諸教義を、「精神的原理」(Spiritual principle)を中心とする観念論哲学へ転置しようとするグリーンの問題意識については、Green[1997b]。
  14. この最後の一文が示唆するように、グリーンはヘーゲル哲学と同様、超越的実在としての神を否定するような、極端な内在論を拒否する。この姿勢は、「人間の知識には限界が存在する」(Toynbee[1908e: 251])と論じ、神的な実在をあくまで不可知的としたトインビーにも共通する。
  15. 19世紀後半のリベラル・カトリシズムの運動に対するグリーンの影響については、Richter[1964: 122-9]。
  16. 彼の恩師B.ジャウエットの回想によると、トインビーは「教会と国家の調和が『自由な国家内の自由な教会』によってではなく、宗教と日常の(ordinary)生とを分節する境界を消し去ることで回復せねばならない」と考えていた(Jowett[1894: xvi])。
  17. トラクタリアンの運動は、教会の普遍的権威に対する国家の従属を通じ、民主主義の進展から既存の国教会組織を防御しようとする反動的動向とも理解し得る(清滝[2004: 65])。
  18. 国教制の廃止・維持・改革をめぐる同時期の諸見解の要旨については、Buxton[1891: 59ff]及びGrey and Fremantle [1888]。
  19. トインビーの流れを汲むイギリス福祉国家の先駆者ホブハウスにおいても、マルクス主義の理論は有機的な精神的調和性を欠いた「機械論的社会主义」(Mechanical Socialism)と批判される(Hobhouse[1994: 81])。
  20. また、ロバート・オーウェンが高唱した「協同」(co-operation)精神が、自発的団体の形成に対して潜在的に大きく貢献して来たと位置付けられる(Toynbee[1908c: 226-7])。
  21. ブレンターノの労働史・労働問題研究(Brentano[1877])に対するトインビーの高い評価については、Toynbee[1908b: 192, 1908c: 231]。

## 文献

Barnett, Samuel A. (1888a) "A People's Church," in Rev. and Mrs. Barnett, *Practicable Socialism*, London: Longmans.

- (1888b) “A National Church and Social Reform,” in Grey and Fremantle (ed.), *Church Reform*, London: Swan Sonnenschein.
- Bowler, Peter J. (1989) *The Invention of Progress: the Victorians and the Past*, Oxford; New York: B. Blackwell.
- Brentano, Lujo (1877) *Das Arbeitsverhältniss gemäß dem heutigen Recht*, Leipzig: Duncker & Humblot.
- Burke, Edmund (1999) *Reflections on the Revolution in France*, ed. by L.G. Mitchell, Oxford: Oxford University Press.
- Buxton, Sydney (1891) *A Manual of Political Questions of the Day*, 4th edn, London: Cassell.
- Forbes, Duncan (1952) *The Liberal Anglican Idea of History*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Green, Thomas H. (1997a) *Principles of Political Obligation*, in *Works of T.H. Green*, Vol. II, ed. by R.L. Nettleship, Bristol: Thoemmes Press, 335-553.
- (1997b) “Essay on Christian Dogma,” in *Works of T.H. Green*, Vol. III, ed. by Nettleship, Bristol: Thoemmes Press, 161-85.
- (1997c) “Faith,” in *Works of T.H. Green*, Vol. III, 253-76.
- (1997d) “Liberal Legislation and Freedom of Contract,” in *Works of T.H. Green*, Vol. III, 365-86.
- Grey, Albert and Fremantle, the Canon (ed.) (1888) *Church Reform*, London: Swan Sonnenschein.
- Himmelfarb, Gertrude (1991) *Poverty and Compassion: the Moral Imagination of the late Victorians*, New York: Knopf.
- Hobhouse, Leonard T. (1994) *Liberalism*, ed. by J. Meadowcroft, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jowett, Benjamin (1894) “Memoir,” in Toynbee, *Lectures on the Industrial Revolution*, v-xix.
- Kindle, John E. (1975) *The Round Table Movement and Imperial Union*, Toronto; Buffalo: University of Toronto Press.
- 清滝仁志 (2004) 『近代化と国民統合：イギリス政治の伝統と改革』木鐸社.
- Meacham, Standish (1987) *Toynbee Hall and Social Reform, 1880-1914: the Search for Community*, New Haven: Yale University Press.
- Milner, Alfred (1908) “Reminiscence,” in Toynbee, *Lectures on the Industrial Revolution*, ix-xxx.
- Polanyi, Karl (1944) *The Great Transformation*, Boston: Beacon Press.
- Richter, Melvin (1964) *The Politics of Conscience: T. H. Green and His Age*, London: Wiedenfeld and Nicolson.
- 田中拓道 (2007) 「『社会的なもの』への想像力：フランスとイギリス」『創文』503: 6-10.
- Thompson, J. Lee (2007) *Forgotten Patriot: A Life of Alfred, Viscount Milner of St. James's and Cape Town, 1854-1925*, Madison: Fairleigh Dickinson University Press.
- Toynbee, Arnold (1889) “Preface,” in T.H. Green, *Witness of God and Faith*, London: Longmans, iii-vii.
- (1908a) “Wages and Natural Law,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 167-91.
- (1908b) “Industry and Democracy,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 192-218.
- (1908c) “Are Radicals Socialists?,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 219-38.
- (1908d) “The Education of Co-operators,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 239-48.
- (1908e) “The Ideal Relation of Church and State,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 249-58.
- (1908f) “Leaflets for working Men. No. 1: The Church and the People,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 259-60.
- (1908g) “Notes and Jottings,” in *Lectures on the Industrial Revolution*, 261-75.
- 塚田理 (2004) 『イングランドの宗教：アンガリカニズムの歴史とその特質』教文館.

【付記】本論考は平成21年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。